

2019年4月22日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2019.3

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
藤野 大輝

[要約]

- 3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 3月は、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（「暗号資産」の扱いや金融機関の新たな業務を追加するもの）が国会に提出されたこと（15日）、企業会計基準委員会が新たなリース会計基準の開発への着手を決定したこと（22日）、総合取引所の実現に向けた基本合意がなされたこと（28日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目次 ▶

○3月の法律・制度レポート一覧	2
○3月の法律・制度に関する主な出来事	2
○4月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック		
個人事業者向けの事業承継税制が創設	7
○レポート要約集	11
○3月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○3月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇3月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	改正開示府令の施行（記述情報等） ～経営者の認識に基づく開示等の拡充が求められる～	藤野 大輝	金融制度	11
4日	改正開示府令の施行（監査の状況） ～ネットワークベースで監査報酬の開示が 必須になる等、項目が拡充～	藤野 大輝	金融制度	9
20日	法律・制度 Monthly Review 2019.2 ～法律・制度の新しい動き～	藤野 大輝	その他法律	18
27日	個人事業者向けの事業承継税制が創設 ～2019年度税制改正法案（相続税・贈与税②）～	小林 章子	税制	10
28日	暗号資産（仮想通貨）、ICO、銀行等業務範囲 資金決済法等改正法案の概要	横山 淳	金融商品 取引法	5
29日	リース取引はすべてオンバランスへ ～ASBJ、リース基準の開発に着手することを決定～	藤野 大輝	会計	5

◇3月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇金融庁、「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表。この改正は3月31日より適用。 ◇「特許法等の一部を改正する法律案」が国会に提出される。物品に記録・表示されていない画像や建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とする等の改正を図る。
5日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、証券監督者国際機構（IOSCO）、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終フェーズ実施に関するステートメント」を公表。
6日	◇日本税理士会連合会、日本公認会計士協会（JICPA）、日本商工会議所、企業会計基準委員会（ASBJ）、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表。「税効果会計に係る会計基準」の一部改正等に伴い、繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照表上の表示についての見直し、その他軽微な修正を行った。
8日	◇金融庁、英訳した有価証券報告書を自社ウェブサイト上に掲載している企業の一覧表をEDINETに掲載。 ◇国土交通省、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（仮称）案について」を公表（4月6日まで意見募集）。「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の施行に当たり、詳細部分を定める。 ◇日本証券業協会、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間 T+2 化の実施予定日を2020年7月13日（約定分）とすることを決定。 ◇経済産業省、「『攻めの経営』を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－」を改訂。株式報酬、業績連動報酬に関するQ&Aを一部改訂。
11日	◇英国のビジネス・エネルギー・産業戦略省が、FRCを廃止し新機関の設立を提案したいわゆる「キングマン報告書」（2018年12月公表）の提言についての意見募集を開始（コメント期限は6月11日まで）。
12日	◇「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」（独占

12日	<p>禁止法の一部を改正する法律案)が国会に提出される。課徴金減免制度の緩和、課徴金算定方法の見直し、罰則規定の見直し等を行う。</p> <p>◇IFRS 財団評議員会、国際会計基準審議会 (IASB) の次期理事に ASBJ の IFRS 適用課題対応専門委員会の専門委員などを務めていた鈴木理加氏を指名。</p>
13日	<p>◇バーゼル委、ニューズレター「暗号資産に関するステートメント」を公表。暗号資産に係るリスクを示すとともに、デュー・ディリジェンス、ガバナンス及びリスク管理、開示、監督当局との対話等の対応を期待することを示す。</p>
14日	<p>◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)」を公表 (4月15日まで意見募集)。店頭 FX 取引について、顧客に不利な価格で約定するといった不正な取引等を検証できるようにするため、店頭 FX 業者に対し、取引データの保存、金融商品取引業協会への報告体制の整備を求める。</p> <p>◇金融庁、「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」(案)を公表 (4月15日まで意見募集)。金融機関の IT ガバナンスに係る考え方を示すとともに、システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク管理態勢についての考え方について整理。</p> <p>◇全国銀行協会、「全銀協 SDGs レポート 2018 (暫定版)」を公表。また、「SDGs の主な取組項目」の見直しを実施。</p> <p>◇日本弁護士連合会、「社外取締役ガイドライン 2019 年改訂版」を公表。コーポレートガバナンス・コードの改訂や最近の判例等を踏まえ、社外取締役の就任時に検討すべき事項や社外取締役の職務を見直す。</p>
15日	<p>◇「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出される。「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」にするとともにその扱いを整理。また、金融機関の業務に、顧客に関する情報を第三者に提供する業務等を追加。</p> <p>◇金融庁、自己資本比率規制 (第 1 の柱・第 3 の柱) に関する告示等の一部改正等とパブリックコメントの結果を公表。TLAC 規制・TLAC 保有規制を導入し、証券化商品の資本賦課枠組み、ファンド向けエクイティ出資、レバレッジ比率規制を見直すもの。この改正は 3 月 31 日より適用。</p> <p>◇財務会計基準機構 (FASF)、「企業会計基準委員会委員並びに基準諮問会議委員及び議長を選任について」を公表。ASBJ の新委員長に小賀坂敦元副委員長を指名したことを公表。</p> <p>◇「民法等の一部を改正する法律案」が国会に提出される。特別養子制度について、養子となる者の年齢上限の引き上げ (6 歳未満→15 歳未満)、特別養子縁組の成立手続の見直し (特別養子適格の確認の審判と特別養子縁組の成立の審判の 2 段階手続とする等) を提案。</p> <p>◇「戸籍法の一部を改正する法律案」が国会に提出される。本籍地以外でも戸籍証明書が取得できるようになる等、利便性の向上を図る。</p> <p>◇「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」(デジタル手続法案)が国会に提出される。マイナンバーの通知カードを廃止し、個人番号カードへの移行拡大を図る。</p> <p>◇内閣府、「成年年齢の引下げに関する世論調査」を公表。引下げ時期の認知度は 16 歳~22 歳で 30.3%、40~59 歳で 24.4%。</p> <p>◇総務省、経済産業省、「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 中間とりまとめ (案)」を公表 (4月16日まで意見募集)。</p>
18日	<p>◇金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 (案)」を公表 (4月16日まで意見募集)。公開買付けによることを要しない株券等の買付け等に、外国金融商品市場における取引のうち、公開買付けによらないで取得されても投資者保護に支障を生じないと認められるものを追加。</p> <p>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正 (案) に対するパブリックコメントの結果を公表。PTS の信用取引を解禁するもの。この改正は 4 月 1</p>

18日	日より適用される。
19日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」を公表。財務情報以外の「記述情報」について、望ましい開示の内容、取り組み方、考え方を示す。また、記述情報に係る各開示事項について、それぞれ好事例を示す。 ◇バーゼル委、「銀行規制と監督における比例適用—現在の実務に関する調査」を公表。 ◇法務省の法制審議会民法・不動産登記法部会第1回会議が開催。いわゆる所有者不明土地問題の解決に向けた民法・不動産登記法の見直しを検討し、2020年までに必要な制度改正の実現を目指す。 ◇日本証券業協会、「PTS信用取引の導入に係る『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』等の一部改正について」を公表（大半は7月16日より施行）。
20日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」を公表（4月19日まで意見募集）。PTSにおける信用取引を空売り規制の適用除外とする等の措置、海外G-SIB子会社へのTLAC規制の導入に向けた所要の措置、広告等における法定記載事項の緩和、不動産ファンド・リート間における不動産信託受益権の相互間取引に関する規制緩和を図る。 ◇バーゼル委、「バーゼルIIIモニタリングレポート」を公表。 ◇証券取引委員会（SEC）、公開会社、投資顧問会社、投資会社の開示規定を近代化、簡素化するための修正案を採択することを決定。
22日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ASBJ、第405回企業会計基準委員会にて、すべてのリースについて資産、負債を認識する会計基準の開発に着手することを決定。 ◇金融庁、当初2019年3月31日としていた安定調達比率規制の導入時期を見直すことを公表（導入時期未定）。
25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、金融商品取引業等に関する内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果を公表。店頭FX取引業者に対し、ストレステストの実施（2020年1月1日より適用）や未カバー率、カバー取引の状況、平均証拠金率の開示（2019年9月1日より適用）等を求めるもの。 ◇ASBJ、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」を公表（5月27日まで意見募集）。 ◇日本証券業協会、「本年の10連休に関する証券会社との取引の留意点について」を公表。
27日	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成31年度改正税法（国税・地方税）が成立。 ◇森林環境税法が成立。 ◇平成31年度予算（一般会計・特別会計・政府関係機関）が成立。 ◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表（4月26日まで意見募集）。投資運用業者に対する最終投資家向けの報告内容の充実、現金担保の再投資に関する最低基準への諸項目の追加、担保の評価・管理に係る最低基準として備えるべき要件の記載を求める。 ◇東京証券取引所、「市場構造の在り方等に関する市場関係者からのご意見の概要」と「現在の市場構造を巡る課題（論点整理）」を公表。
28日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本取引所グループ、東京商品取引所、総合取引所の実現に向けて基本合意。 ◇企業会計審議会総会・監査部会の合同部会を開催。監査対象である財務諸表等以外の「その他の記載内容」への会計監査人の対応について審議を開始。
29日	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成31年度改正税法が公布。 ◇森林環境税法が公布。 ◇経済産業省、「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」を策定。日本企業のGHGプロトコルに適合したGHG排出量の算定、再エネの価値の取得・主張の具体的方法を整理。 ◇JICPA、「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」を改正。国際会計士連盟が倫理規程を改正したことを受けたもの。 ◇金融庁、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」を公表。

◇4月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2019年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。 ◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。 ◇改正商法・国際海上物品運送法施行。 ◇<u>確定申告添付書類の簡素化。</u> ◇<u>個人事業者の事業承継税制の創設（2019年1月1日から遡及適用）。</u> ◇<u>（2019年4月1日以後終了事業年度より）仮想通貨の法人税時価課税実施。</u> ◇<u>森林環境譲与税の創設。</u>
	5月1日	◇元号が「令和」に改元される。
	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇所有者不明の土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行。 ◇<u>ふるさと納税の見直し。</u>
	6月15日	◇改正消費者契約法が施行。
	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け。 ◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる（兼務規制の緩和）。 ◇不正競争防止法等の一部改正法が施行。データの不正取得等を不正競争行為に位置付け、民事上の措置を設ける。 ◇民法（相続法）の改正法が原則施行。
	7月16日	◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮（約定分）。
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入、<u>自動車税の税率引き下げ等</u>）。 ◇<u>（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人課税の見直し実施。</u> ◇年金生活者支援給付金の支給開始。 ◇幼児教育無償化の実施（予定）。 ◇<u>住宅ローン減税の拡充（控除期間を現行の10年から13年に）。</u> 	
2020年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。 ◇IASの「重要性がある」の定義の修正が発効。
	3月31日	◇（2020年3月31日以後終了事業年度より）有価証券報告書等における記述情報、監査役監査の状況、会計監査の状況などに関する開示が拡充。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇（2020年4月1日以後開始事業年度より）大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法（債権法）が施行。 ◇民法（相続法）の改正のうち、配偶者の居住権の創設について施行。 ◇本人確認方法の厳格化に関する改正犯収法施行規則施行。 ◇<u>（2020年4月1日以後開始事業年度より）過大支払利子税制の見直し。</u> ◇<u>高等教育無償化の実施（予定）。</u>
	7月10日	◇民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
	12月31日	◇EUベンチマーク規則移行期限。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。

2021 年	3 月 31 日	◇野村 HD への TLAC 規制導入（リスクアセット比 16%、レバレッジ比率分母比 6%）。
	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。 ◇（2021 年 4 月 1 日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12 月 31 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。 <u>◇マイナンバーの告知猶予期限。</u>
2022 年	3 月 31 日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は 2027 年までに段階的施行）。 ◇G-SIBs（3 メガバンク）への TLAC 規制の比率引き上げ（リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%）。
	4 月 1 日	◇成人年齢（成年年齢）が 20 歳から 18 歳に引き下げ。
2023 年	1 月 1 日	<u>◇一般 NISA・つみたて NISA の口座開設可能年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げ、ジュニア NISA は 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げ。</u>
	10 月 1 日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2024 年	3 月 31 日	◇野村 HD への TLAC 規制の比率引き上げ（リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%）。
	6 月 1 日	<u>◇森林環境税の創設。</u>
2027 年	3 月 31 日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、3 月 31 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として 3 月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。平成 31 年度税制改正によるものは下線太字で記載。

◇今月のトピック

個人事業者向けの事業承継税制が創設

～2019年度税制改正法案（相続税・贈与税②）～

2019年3月27日

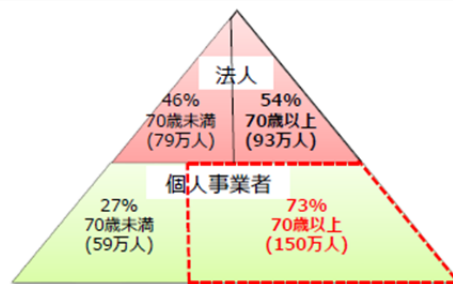
小林 章子

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190327_020714.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 個人事業者の事業の状況

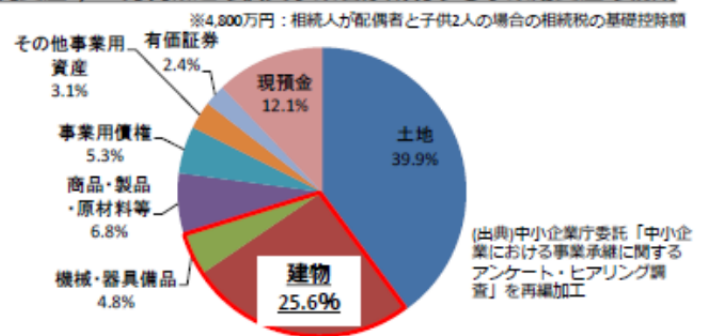
◆ 2025年に70歳以上となる個人事業者は、約150万人と推計される。



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

<施策の必要性>

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



(出所) 経済産業省「平成31年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」より一部抜粋

図表2 個人版事業承継税制と法人版事業承継税制（特例措置）の比較

	個人版	法人版（特例措置）
対象者	個人の中小企業者（※1）（※2）	非上場の中小企業者
対象資産	事業用宅地、事業用建物、一定の減価償却資産（※3）	非上場株式
対象事業	不動産貸付事業等を除く事業	資産管理会社・運用会社以外
事前の計画策定等	5年以内の承継計画の提出（2019年4月1日～2024年3月31日）	5年以内の特例承継計画の提出（2018年4月1日～2023年3月31日）
計画作成における認定支援機関の指導・助言	必要	必要
適用期限	10年以内の贈与・相続等（2019年1月1日～2028年12月31日）（※4）	10年以内の贈与・相続等（2018年1月1日～2027年3月31日）
納税猶予の上限	事業用宅地：400㎡（面積）まで100% 事業用建物：800㎡（床面積）まで100% 一定の減価償却資産：上限なし（全体の100%）	上限なし（全株式の100%）

承継パターン	事業者（同一生計の親族を含む）から後継者（1人のみ）への承継	複数の株主から後継者（最大3人）への承継
事業継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（※5）	あり
相続時精算課税制度の適用	あり（親族関係不要）	あり（親族関係不要）

（※1）具体的な要件は、政令で定められる。

（※2）対象者の詳細については、図表3を参照。

（※3）対象資産の詳細については、図表4を参照。

（※4）最初の贈与・相続等から1年以内に、事業用資産の全てを取得する必要がある。

（※5）免除の詳細については、図表5を参照。

（出所）大綱、改正法案及び現行法をもとに大和総研作成

図表3 個人版事業承継税制の対象者の要件

(a)～(d)共通の要件		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること（※1） ・個人事業者であること
相続税の納税猶予	(a)被相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始前において、青色申告の承認を受けていたこと 等 ・経営承継円滑化法に基づく認定を受けていること ・事業用資産の全て（共有の場合、共有持分の全て）を相続等により取得していること ・相続開始の直前において、事業用資産に係る事業又は同種の事業に従事していたこと（※2）
	(b)相続人（後継者）	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始時において、事業が資産保有型事業、資産運用型事業、性風俗関連特殊営業でないこと ・相続開始時から申告書の提出期限まで、引き続き資産を保有して事業を継続していること ・申告書の提出期限において、開業届出書を提出していること ・申告書の提出期限において、青色申告の承認を受けている（又はその見込みがある）こと 等
贈与税の納税猶予	(c)贈与者	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与前において、青色申告の承認を受けていたこと 等
	(d)受贈者（後継者）	相続人に準じる要件に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・贈与日に20歳以上（2022年4月1日以後は18歳以上）であること ・贈与日において、事業用資産に係る事業又は同種の事業に3年以上従事していること

（※1）中小企業者の範囲は、法人版と同様と思われる。

（※2）被相続人が60歳未満で死亡した場合は、不要。

（出所）大綱及び改正法案をもとに大和総研作成

図表4 個人版事業承継税制の対象資産の範囲

○被相続人の、相続開始日の属する年の前年分の事業所得（贈与税：贈与者の、贈与日の属する年の前年分の事業所得）に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている下記の資産

宅地等 (土地、地上権等)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物(※1)の敷地に利用されているもの(※2) ・最大400㎡(面積)
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業(※3)に利用されているもの(※2) ・最大800㎡(床面積)
減価償却資産	<ul style="list-style-type: none"> ・構築物、機械装置、車両、運搬具、工具等の有形償却資産(建物を除く) ・自動車((軽)自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの) ・その他これらに準じる減価償却資産(※1)(※4)

(※1) 財務省令で定められる。

(※2) 政令で定められる。

(※3) 不動産貸付業等を除く。

(※4) 経済産業省の資料によれば、生物(乳牛等、果樹等)・無形償却資産(特許権等)が含まれる。

(出所) 改正法案、経済産業省資料をもとに大和総研作成

図表5 事業承継後、猶予税額を納付又は免除となる場合

猶予税額の扱い	相続税の納税猶予	贈与税の納税猶予
納付となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の廃止 ・事業用資産の譲渡(※1) ・相続人が青色申告の承認を取り消された場合等 	左記に準じる
全額免除となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人(後継者)の死亡 ・申告期限後5年経過後、次の後継者への再贈与(贈与税の納税猶予の適用がある贈与) ・やむを得ない理由(※3)により事業継続ができなくなった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与者の死亡前の受贈者(後継者)の死亡 ・贈与者の死亡(※2) ・申告期限後5年経過後、次の後継者への再贈与(贈与税の納税猶予の適用がある贈与) ・やむを得ない理由(※3)により事業継続ができなくなった場合
一部免除となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別関係者以外の者(※4)への資産の一括譲渡 ・事業継続が困難となった場合(※4)の特別関係者以外の者への資産の一括譲渡・事業廃止等 	左記に準じる

(※1) ただし、1年以内に譲渡対価が事業用資産の取得に充てられた場合(資産を買い替えた場合)などは納税猶予が継続される。

(※2) 贈与された事業用資産を後継者が相続したものとみなして相続税が課税されるが、相続税の納税猶予に切り替えることができる。

(※3) 財務省令で定められる。

(※4) 政令で定められる。

(出所) 大綱、改正法案をもとに大和総研作成

図表6 小規模宅地等の特例と個人版事業承継税制の適用関係

宅地の種類	小規模宅地等の特例	個人版事業承継税制
特定事業用宅地等	○(400㎡、80%)(※)	○(400㎡、100%)(※)
特定居住用宅地等	○(330㎡、80%)	×
貸付事業用宅地等	○(200㎡、50%)	×

(※) いずれかの選択適用。

(出所) 改正法案及び現行法をもとに大和総研作成

図表7 小規模宅地等の特例の見直し（特定事業用宅地等）

	一定の規模以上※の事業に利用された宅地等	左記以外
相続開始前3年以内に新たに事業に利用された宅地等	○	×
上記以外	○	○

（注）○…特例の適用可、×…特例の適用不可

（※）政令で定められるが、大綱によれば、その宅地等の上で事業に利用されている償却資産の価額が、宅地等の相続時の価額の15%以上であることとされている。

（出所）改正法案、大綱をもとに大和総研作成

図表8 認定支援機関の活動実績の見える化（案）

認定経営革新等支援機関活動状況検索システムページ（案）

・基本情報（店舗名、種別、本店・支店、住所、連絡先）

【各法人へのリンク可】

・支援内容※（自由記載）

【各法人へのリンク可】

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている内容

・具体的な活動実績

例：経営革新計画支援業務 ○○件

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 ○○件

※国でデータがとれるものは自動的に表示。それ以外は回答者のみ掲載

・支援を行った分野 創業 経営革新 異分野連携 …

・支援を行った内容 IT利活用 広告デザイン 海外展開 …

・支援事例※（自由記載）

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている事例

ポイント①

「ものづくり補助金」等を通じ、国が入手可能なデータについては、自動的に表示。

【例：支援した事業者の売上高・経常利益の平均伸び率等】

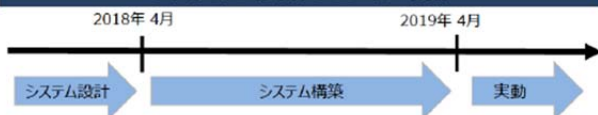
ポイント②

任意調査を通じて把握した情報（支援分野・内容等）についても、自動的に表示。

ポイント③

具体的な支援事例等の情報（PRポイント）について、認定支援機関自身による追記を可能に。

システム改修スケジュール（案）



（注）赤字点線は筆者追記。

（出所）中小企業庁『『中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理』の進捗報告』（2018年3月13日）を一部加工

◇レポート要約集

【1日】

改正開示府令の施行（記述情報等）

～経営者の認識に基づく開示等の拡充が求められる～

2019年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、改正開示府令）が公布・施行された。

改正開示府令では、経営方針・経営戦略等の内容を主な事業の内容と関連付けて記載すること、事業上・財務上の課題の内容等を経営方針・経営戦略等と関連付けて記載すること、経営者が認識する「主要なリスク」を経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して分かりやすく記載すること、経営者による経営成績等の状況の分析における開示項目・記載の際の注意などについて、それぞれ追加・拡充されている。

改正開示府令では他にも、金額に関する事項を外貨建てで表示した際の対応、株主総利回りの推移の記載、コーポレート・ガバナンスの概要に関する記載について、それぞれ拡充されている。

本稿で解説した改正開示府令のうち、財務情報及び記述情報の充実に係る改正については2020年3月31日以後（早期適用可能）、その他の改正については2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される（経過措置はない）。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190301_020667.html

【4日】

改正開示府令の施行（監査の状況）

～ネットワークベースで監査報酬の開示が必須になる等、項目が拡充～

2019年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、改正開示府令）が公布・施行された。

改正開示府令では、監査役会等の活動状況、監査公認会計士等（監査法人の場合）の継続監査期間（7会計期間未満の場合）、監査公認会計士等を選定した理由、ネットワークベースの監査報酬などについて、開示項目が拡充されている。

監査役監査の状況、会計監査の状況については2020年3月31日以後（早期適用可能）、それ以外については2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される（ネットワークベースの監査報酬については経過措置あり）。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190304_020671.html

【20日】

法律・制度 Monthly Review 2019.2

～法律・制度の新しい動き～

2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2月は、所得税法等の一部改正法案が国会に提出されたこと（5日）、OECD（経済協力開発機構）がデジタル課税の案を公表したこと（13日）、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたこと（15日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190320_020699.html

【27日】

個人事業者向けの事業承継税制が創設 ～2019年度税制改正法案（相続税・贈与税②）～

現在開会中の第198回通常国会において、2019年度の税制改正法案が審議中である。本レポートでは、相続税・贈与税に関する見直しのうち、新たに創設されるいわゆる「個人版事業承継税制」について解説する。

個人事業者の事業用資産にかかる相続税・贈与税について、10年間限定で、現行の事業承継税制に準じた制度が創設される。具体的には、青色申告をしている個人事業者が事業に使用している土地や建物のほか、倉庫・営業車等の幅広い減価償却資産について、全額の納税猶予が可能になる。また、さらなる代替わり（相続人の死亡時、後継者への贈与）の場合には、猶予された税額的全額について、免除を受けることができる。

この見直しにより、個人事業者の事業承継が進むことが期待されるとともに、制度の利用に必須とされる「認定経営革新等支援機関」の役割がますます重要となる。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190327_020714.html

【28日】

暗号資産（仮想通貨）、ICO、銀行等業務範囲 資金決済法等改正法案の概要

2019年3月15日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

これは金融審議会金融制度スタディ・グループなどにおける議論を踏まえ、①暗号資産（仮想通貨）交換業者に対する規制の見直し、②暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引、ICOに対する規制の整備、③銀行等の業務範囲の見直し、④店頭デリバティブ取引の一括清算における証拠金の清算などに関する改正を行うものである。

公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令指定日からの施行が予定されている。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190328_020717.html

【29日】

リース取引はすべてオンバランスへ ～ASBJ、リース基準の開発に着手することを決定～

IFRS第16号「リース」、米国の「リース（Topic842）」の公表を受け、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）は、2017年12月にリースに関する会計基準の開発に着手するか否かについて検討することを承認した。

2018年6月に、開発に着手するか否かの検討が開始され、IFRS第16号とTopic842の整理、各論についての検討、アナリストからの意見聴取を行った。基準開発に対するニーズ・懸念を踏まえた上で、2019年3月22日、ASBJはリース会計に関する基準開発に着手することを決めた。

今後は、国際基準との整合性をどの程度確保するか等の論点について検討を行っていき、基準を作成し、2～3年後に新基準の適用が行われると予想されている。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20190329_020720.html

◇3月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
企業会計 (2019年4月号)	「有報はこう書く！ 経営方針・経営戦略等」	吉井 一洋
日本経済新聞 (3月11日付朝刊11面)	役員報酬をめぐる会社法改正について コメント	横山 淳
フェア・ディスクロージャー・ルールブック (3月13日刊行)	書籍『フェア・ディスクロージャー・ルールブック』	吉井 一洋 横山 淳
日刊工業新聞 (3月13日付朝刊1面)	情報銀行についてコメント	藤野 大輝
ビジネスインサイダー (3月27日掲載)	「添い寝も育児時間？『子どもと一緒に＝育児』 と考えて夫婦の分担を見直してみよう」	是枝 俊悟
時事通信 (3月28日掲載)	総合取引所についてコメント	横山 淳
毎日新聞 (3月29日付朝刊9面)	総合取引所についてコメント	横山 淳
日経 CNBC (3月29日放送)	高等教育無償化について出演	是枝 俊悟

◇3月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
3月13日 掲載	コラム：デジタル課税の行方 ～IT大手だけでなく、伝統的企業も課税強化の恐れ～ https://www.dir.co.jp/report/column/20190313_010213.html	金本 悠希